

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○旅館業法施行条例による施設の指定取消し……………(福祉保健局健康安全部環境衛生課)…三

○旅館業法施行条例による施設の指定……………(同)…二

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…三

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…四

正誤

○平成三年八月三十一日付東京都告示第九百五十七号……………八

告示

●東京都告示第九百九十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

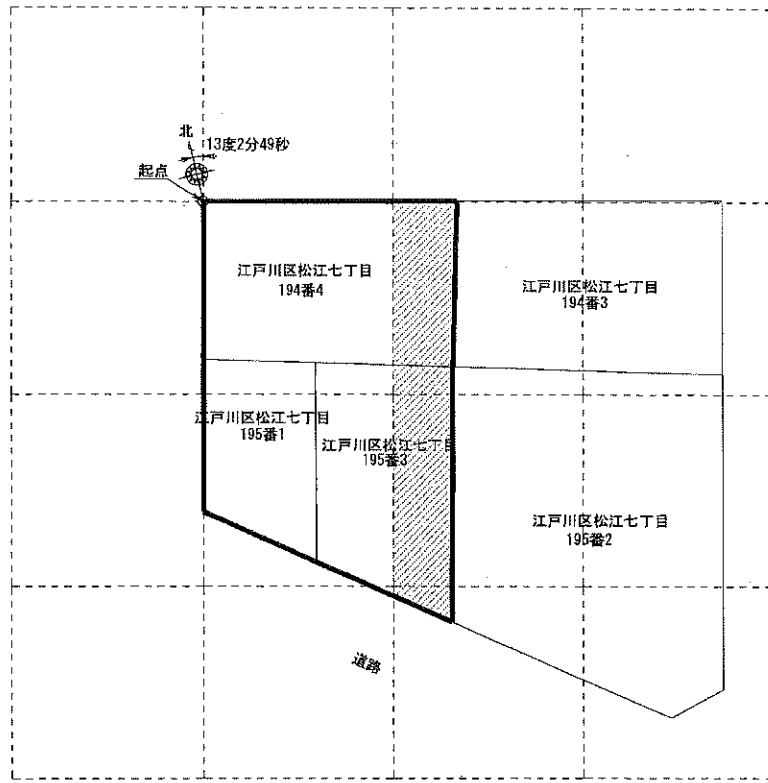
平成二十四年二月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区松江七丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、江戸川区松江七丁目194番4の最北端とする。

【格子の回転角度（13度2分49秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百九十五号

旅館業法施行条例（昭和三十二年東京都条例第六十三号）第二条第一項第三号に規定する施設として指定した次の施設の指定を取り消す。

平成二十四年二月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

江戸川区

江戸川区立松島三丁目児童遊園
 江戸川区松島三丁目二十六番九号

●東京都告示第百九十六号

旅館業法施行条例（昭和三十二年東京都条例第六十三号）第二条第一項第三号に規定する施設を次のように指定する。

平成二十四年二月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

江戸川区

江戸川区立江戸川中央公園
 江戸川区立江戸川中央三丁目八番十一号
 江戸川区立松島こぶしひろば
 江戸川区立松島こぶしひろば
 江戸川区立長島東公園
 江戸川区立篠崎なごみ公園

江戸川区江戸川一丁目四十三番
 区中央三丁目八番十一号
 区松島三丁目二十六番九号
 区篠崎七丁目五番十六号



発行 東京都

目次

規則

○東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則
.....(生活文化局消費生活部企画調整課).....一

告示

○宅地建物取引業法による行政処分.....
.....(都市整備局住宅政策推進部不動産課).....一

○宅地建物取引業法第六十七条による告示.....(同).....一

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可.....
.....(都市整備局市街地整備部民間開発課).....二

○土地区画整理組合の解散認可.....(同).....二

○土地区画整理事業の事業計画の変更.....
.....(都市整備局市街地整備部区画整理課).....二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件).....
.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(環境局多摩環境事務所環境改善課).....五

○特定非営利活動法人の認定.....
.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....六

○特定非営利活動法人の仮認定.....(同).....六

規則

東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十五年三月十四日
東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都規則第九号

東京都消費生活条例施行規則の一部を改正する規則
東京都消費生活条例施行規則(平成六年東京都規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
第十一条第二項第一号中「及び第五十八条第一項」を「、第五十八条第一項及び第五十八条の十四第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第三百四十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十五年三月十四日
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 被処分者

- (一) 商号 有限会社天神商事
- (二) 代表者氏名 代表取締役 塩沢 光男
- (三) 主たる事務所の所在地 小金井市中町三丁目十四番三号

- (四) 免許証番号 東京都知事(6)第五六三五一号
- (五) 免許年月日 平成二十年五月十二日

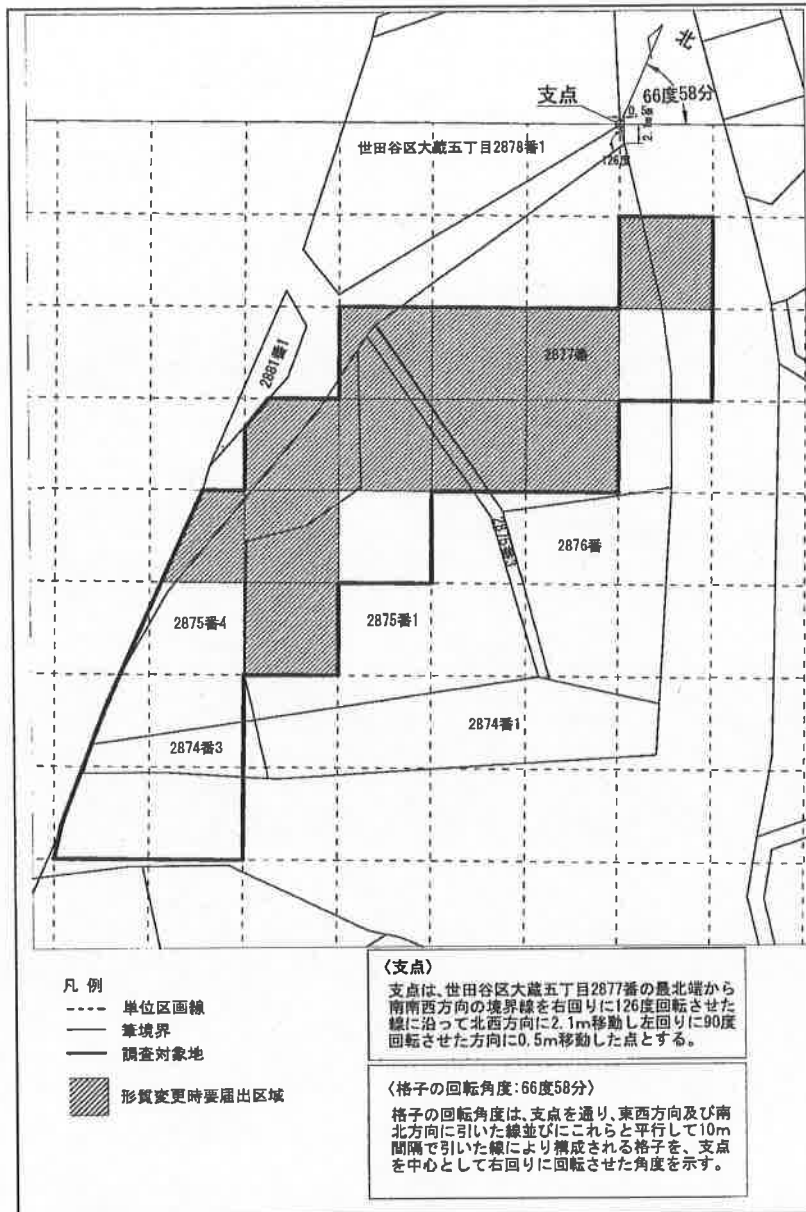
- 二 処分年月日 平成二十五年三月六日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第三百四十二号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。
この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。
平成二十五年三月十四日
東京都知事 猪 瀬 直 樹

商号	代表者氏名	主たる事務所所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 東高プラ	代表取締役 高 雄 章	港区南青山二丁目二十番一號	(4)第七三三番一號	平成二十年十一月二日
株式会社 株式会社	代表取締役 千 北 高 義	渋谷区神南一丁目十番七號二〇一	(7)第四七九番一號	平成二十年八月二十九日
株式会社 リエイト	代表 藤 本 定	福生市牛浜八十六番二	(4)第七三五番四七號	平成二十年十二月十二日
株式会社 株式会社	代表取締役 福生市志茂	東京都知事		平成二

別図



●東京都告示第三百四十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十四日

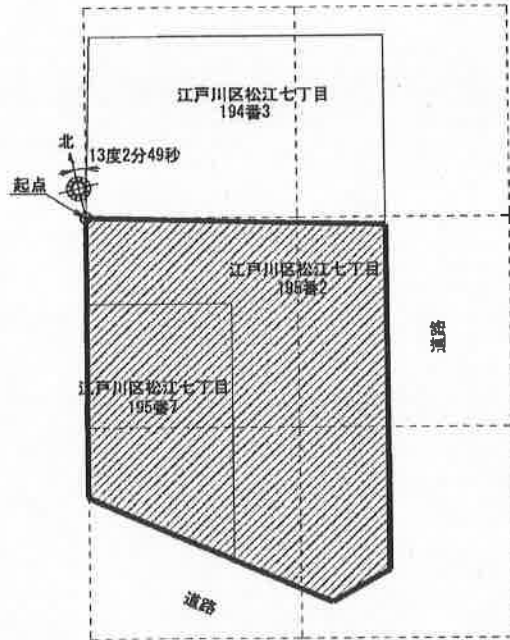
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区松江七丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、江戸川区松江七丁目195番2の最北端とする。

【格子の回転角度（13度2分49秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十四日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区芝浦二丁
 目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
 に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
 物、トリクロロエチレン並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物